目　　次


１　校訓　　　　　　　ｐ１
２　校章　　　　　　　ｐ１
３　東部中学校校歌　　ｐ２
４　生徒会会則　　　　ｐ３
５　学級組織　　　　　ｐ５
６　学校生活のきまり　ｐ６
7　こころの電話　　　ｐ９


１　校　　訓

o　正　　　　　義
o　忍　　　　　耐
o　協　力　　奉　仕

わたしたちのめあて

o　いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きぬく生徒
o　深く考え、ねばり強く自ら進んで学ぶ生徒
o　礼節を重んじ、豊かな心でみんなと協力し奉仕する生徒

２　校　　章

本校の校章は、市章に校名の東中をあしらったもので、中心線は、「大木が伸びてすくすく育つ」意味を表わし、生徒が大きな人間になるように願いが込められています。

校章の図案は、昭和 57 年 10 月、本校へ入学する予定の生徒から図案を募集し、入選作品をもとにして、小島孝治元新田小学校の校長先生が図案化し、教育委員会にはかって制定しました。

## ３　東部中学校校歌

作　　詩　東部中生徒会
補　　作　久　野　保　佑
作　　曲　東部中生徒会
補作編曲　保　科　　洋

１　朝光（かげ）の　　　　みなぎり渡る
　　丘の上（へ）に　　　　つつじ群れ咲く
　　ひとすじの　　　道ひたすらに
　　究（きは）めゆく　　　　正義のこころ
　　若人（わかうど）の　　　　瞳（ひとみ）すずしく
　　ともどもに　　　集（つど）ひ学ばむ

２　佐布里（さふり）池　　　小波（さざなみ）光り
　　山桃の　　　　茂るふるさと
　　ゆたかなる　　学業（わざ）すこやかに
　　修（おさ）めゆく　　　奉仕のこころ
　　若人の　　　　生命（いのち）いちづに
　　ともどもに　　集ひ励まむ

３　雪映ゆる　　　鈴鹿嶺（すずかね）遠く
　　まさやかに　　姿うるはし
　　明日（あす）の日の　　夢きはやかに
　　磨きゆく　　　厳しきこころ
　　若人の　　　　希望（のぞみ）明るく
　　ともどもに　　集ひ拓（ひら）かむ
　　おおおおわれら東部中学校

## ４　生徒会会則

### 第１章　名　　称

第１条　本会は愛知県知多市立東部中学校生徒会と称する。

### 第２章　目　　標

第２条　生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を身に付けることを目指す。

### 第３章　内　　容

第３条　東部中学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行う。

### 第４章　生徒議会

第４条　生徒議会は学級から選ばれた男女各１名の代議員（原則として副級長）と生徒会役員で組織する。

第５条　生徒議会は、生徒会執行部が運営の任にあたる。

第６条　生徒議会は生徒会の目的を達成するために、学校の行事に対する協力の仕方や学級での話し合いの伝達、いろいろな生徒活動の調整、その他必要と認めた活動の方針を決議し、学校全体に知らせる。

第７条　議会の成立は代議員の３分の２以上の出席を必要とする。

第８条　決議は出席代議員の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第９条　１．議会は会長が必要と認めた時、臨時に招集できる。

　２．全会員の３分の１以上の要求があれば議長は議会を招集しなければならない。

第 10 条　代議員の任期は第６章第 15 条の生徒会役員の任期と同期間とする。

### 第５章　生徒総会

第 11 条　生徒総会は全会員によって構成し、本会の最高決議機関である。

第 12 条　議会が必要と認めたとき、および会員の４分の１以上の要求があるときは、会長は総会を開くこととする。

### 第６章　生徒会執行部

第 13 条　生徒会の役員は会長１名、執行役員５名とする。

第 14 条　役員の任期は次の２期に分ける。

　原則、前期…４月～10 月末日

　　　　後期…11 月～翌年３月末日

第 15 条　役員は３月当初および９月末に、全会員の直接選挙によって選出する。定数に満たない場合は、すみやかに補欠選挙を行う。

第 16 条　会長がその資格を失ったときは執行役員の１名が会長となる。

第 17 条　役員の任務は次のとおりとする。

　会　　長　生徒会を代表し、議会を招集しその議事をつかさどる。

執行役員　会長を補佐し、本会活動の企画提案及び調整を行う。また、活動の正確な記録と保持にあたる。

第18条　執行部の任務は次のとおりとする。

1　よりよい学校生活を創造するために学校の現状を捉えたうえで、行事やキャンペーンを企画し、運営する。

2　各委員会委員長に働きかけ、学校の実態に即した委員会活動を行うように支援する。

3　生徒議会の司会進行を行う。

第19条　執行部で企画したことは議会にかけ、議決されなければ実施されない。

## 第7章　委　員　会

第20条　この生徒会には、会員が学校生活をよりよくするために必要と考え、自主的に参加した会員で構成する委員会をおく。委員会には、全生徒が参加し、学校生活をよりよくするための活動を行う。

第21条　各委員会はそれぞれの委員会で、委員長、副委員長を各1名選ぶものとする。

第22条　各委員会は必要に応じて会合を開き、活動計画を立て実行する。

## 第8章　特別委員会

第23条　この生徒会には必要があると認めたとき、議会の決議によって特別委員会をおくことができる。

## 第9章　会　　計

第24条　この生徒会の経費は生徒会費による。

第25条　予算や決算は議会の承認をうけなければならない。

## 第10章　最高決定権

第26条　校長は生徒会のいかなる決議に対しても最高決定権を有する。

## 附　　則

この会則の改正は文書で執行部に提出し、代議員の3分の2以上から承認され、全会員の4分の3以上の賛成があれば成立する。

この会則は昭和58年5月1日より施行する。

他に改正された場合必ず生徒手帳に明記する。

5　学級組織

1．学級組織は本校生徒会活動の母体をなし、美しい友情と深い信頼のもとに一致協力して、個人的、社会的成長のために努力する。

2．学級組織には次の学級役員をおく。

級長・副級長・書記　男女各１名

学級役員は前期・後期の初めに選挙または話し合いにより決定する。

3．学級役員は各委員の協力を得て秩序の維持、学級全般の福祉のために活動する。学級役員の任務は次のとおりである。

級　長　学級の総括、学級会議の議長等

副級長　級長の補佐、代議員としての生徒議会への出席等

書　記　学級の各種の記録・背面黒板の管理等

4．学級組織には委員会をおく。

委員会は前期、後期の初めに本人の希望をもとに話し合いにより決定する。

5．学級組織には係をおき、全員が役員、係・委員会に所属し、活動する。

6．学級内には日直をおく。

日直は一日の学級活動がうまくできるように奉仕活動をする。

6　学校生活のきまり

（試行期間：2025/１/７～2026/１/７）

水色の部分はＲ６年度変更部分

1　登下校について

①　欠席・遅刻・早退は、保護者が必ず学校に連絡する。

②　８時３０分までに自分の席に着く。

③　交通道徳を守り、東門から登下校する。

④　原則、徒歩とする。

2　服装について

①　新制服（知多市指定）

・【上衣】ブレザー

・【下衣】スラックス、スカート、キュロット

・【装飾品】ネクタイ、リボン

※どの組み合わせにするかは、自ら判断する。

※６月～10 月はネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

②　旧制服

男子

・【上衣】標準学生服（学ラン）　【下衣】ズボン

女子

・【上衣】濃紺色の標準セーラー服　【下衣】スカート　【ネクタイ】エンジ

・【上衣】白色の標準セーラー服　【下衣】スカート　【ネクタイ】ブルー

新制服・旧制服に共通する留意事項

※旧制服と新制服を組み合わせることは不可。

※自分の体格に合ったサイズを着用する。

※スカートやキュロットは立ち膝をして床に着く長さとする。

③　夏服　【上衣】

・カッターシャツ（半袖・長袖）★

無地で普通型のものとする。

開襟シャツ可。

・ポロシャツ★

無地のものとする。

ワンポイントマーク可。生徒カードの大きさまでとする。

ポロシャツの上にブレザーを着てもよい。その場合、ポロシャツはズボンやスカートの中に入れる。

④　肌着★

⑤　靴下★

⑥　ベルト

色は黒・紺・茶等で華美でないものとする。

⑦　セーター・ベスト・カーディガン★

無地のものとする。

ワンポイントマーク可。生徒カードの大きさまでとする。

カッターシャツ、セーラー服の上からセーター・ベスト・カーディガンを着て生活してもよい（東部中ジャージ可)。

⑧　タイツ・ストッキング

色は、黒・紺・ベージュ等で華美でなく無地のものとする。

**★が付いている項目の色は白・黒・紺・茶・グレー・ベージュ等で、華美でないものとする。**

※６～10 月の期間は、体操服（白のワンポイント T シャツ可）での登下校や生活を可とする。ポロシャツも可とする。

式典

新制服

・【上衣】ブレザー、白色の普通型カッターシャツ（半袖・長袖）

・【下衣】スラックス、スカート、キュロット

・【装飾品】ネクタイ、リボン

旧制服

男子

・【上衣】標準学生服（学ラン）　【下衣】ズボン

女子

・【上衣】濃紺色の標準セーラー服　【下衣】スカート　【ネクタイ】エンジ

3　頭髪などの身なりについて

基本的には、「清潔で集団生活の場にふさわしい身なり」を原則とする。

① 前髪は、目に入らない。

② 肩にかかる程度の長さの場合は、ゴムで縛る（後ろで縛る場合は、縛った髪の毛が頭頂部より上に出ない高さとする)。

③ 髪の毛を縛るゴムや留めるヘヤピンの色は、黒・紺・茶等でかざりのないものとする。

④ 染色、パーマ、カール、整髪料をつけることなどはしない。

⑤ 化粧をしたり、眉を過度にそったりしない。

4　その他

① くつは、運動に適した靴とする。下駄箱に入る大きさとする。

② 上履きは、学校指定のスリッパを使用する。
体育館内では、学校指定のシューズを使用する。
③ かばんは、ロッカーに入る大きさのものとする。（リュック、東部中バッグなど）
④ 防寒具の種類は、コート、ジャンパー、ウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋等とする。ファー付きの防寒具は不可。
⑤ 簡易カイロの使用可（学校に捨てずに、自宅で処分する）
⑥ 制服の下にフード付きのものは着ない。
※天候や健康状態に応じて、室内で冬の制服の上から防寒着を着てもよい。防寒着の扱いについては「感染症拡大予防のための措置について」を参照する。
⑦ 学校外の生活については、本人と保護者の責任において行動する。

5　最終下校時刻

| | |
|---|---|
| １学期始業式～１０月　中間テストまで | １７：００ |
| １０月　中間テスト以降～１０月３１日まで | １６：４５ |
| １１月１日～２学期終業式 | １６：３０ |
| ３学期始業式～１月３１日 | １６：４５ |
| ２月１日～修了式 | １７：００ |

6　諸　　届
１．遅刻・早退・欠席等の場合はその理由を担任に連絡する。
２．病気、事故などのため欠席が続く場合は必ず担任に連絡する。
３．忌引欠席の場合は次の日数により忌引することができる。

| | |
|---|---|
| 父　　母 | ７日 |
| 祖　父　母 | ３日 |
| 兄弟姉妹 | ３日 |
| 曾祖父母 | １日 |
| おじ・おば | １日 |
| 義兄・義姉 | １日 |

※葬儀のための往復の旅行日数は加算できる

７　こころの相談
『悩んでいませんか』
…そんなときは…
　きみたち、中学生の時代は進路、性格、身体、友人関係などでいろいろな悩みをもつことが多くあります。他人からみればなんでもないことでも本人にとってはたいへんな悩みに感じていることが多いものです。
　悩みはそのままにしておくとだんだん大きくなってしまうことが多いものです。悩みは小さいうちに担任や教育相談の先生にまず相談して解決しましょう。しかし、中には身近な人に知られたくないような悩みもあるでしょう。
　このような人のために、いろいろな相談機関があります。あなたの名前や学校名を聞かずに、あなたの身になって相談にのってくれます。だれにも知られたくないような悩みのあるとき、気軽にダイヤルしてみましょう。きっと、解決の糸口が見つかることと思います。

＊以下に相談機関を載せますので利用しましょう。

| 相談窓口名 | 相談時間 |
|---|---|
| ＊知多市教育委員会<br>「心のダイヤル」<br>0562-32-8070 | ９：00～16：00<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊いのちの電話<br>052-971-4343 | 24 時間対応 |
| ＊いじめ　ほっとライン 24<br>0120-0-78310 | 24 時間対応 |
| ＊知多児童相談センター<br>0569-22-3939 | ８：45～17：30<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊愛知県総合教育センター<br>0561-38-2217 | ９：00～17：00<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊教育相談「こころの電話」<br>052-261-9671 | 10：00～22：00<br>毎日(年末年始は除く） |
| ＊愛知県警察本部<br>「ヤングテレホン」<br>052-951-7867 | ９：00～17：00<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊子ども人権 110 番<br>0120-007-110 | ８：30～17：15<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊子ども・家庭 110 番<br>052-953-4152 | ９：00～17：00<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |
| ＊被害少年相談電話<br>0120-7867-70 | ９：00～17：00<br>月～金（土・日・祝日及び年末年始を除く） |